

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称           | 実施機関名<br>担当課                   | 開始日<br>変更日<br>廃止日      | 事務の目的及び概要   | 対象者の範囲           | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|-----------------|--------------------------------|------------------------|---|------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                 |                                |                        |   |                  | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                 |                                |                        |   |                  | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| 利用団体登録事務        | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 体育施設を利用している団体を把握することにより適正な利用がされるよう管理する。   | 申請者、クラブ員         | ○       |    |    |    |    |     |                          |
| 体育館利用申請受付事務     | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 体育施設利用者に対して予約を受け付け利用申請及び許可書を発行すること。   | 体育施設利用申請者        | ○       |    |    |    | ○  |     |                          |
| スポーツ賞関係事務       | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>令和5年5月1日  | スポーツ・レクリエーションの振興に貢献し、その功績が顕著な者及び選手として優秀な成績を納めた個人もしくは団体を表彰する。  | 表彰の候補者           | ○       | ○  |    |    |    | ○   |                          |
| 市民スポーツ教室開催事務    | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>令和3年3月12日 | 市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的に各種スポーツ教室・イベントを開催する。   | 市民スポーツ教室参加者及び指導者 | ○       | ○  | ○  | ○  | ○  |     |                          |
| 学校体育施設開放事業      | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲内で校庭及び、体育館を広く市民に開放する。  | 各利用団体、運営委員会委員    | ○       |    |    |    |    | ○   |                          |
| さいたま市スポーツ推進委員事務 | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>令和3年3月12日 | スポーツ基本法第32条の規定に基づき、市民スポーツの振興を図るため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員を委嘱し、必要な諸事務を行う。 | さいたま市スポーツ推進委員    | ○       | ○  | ○  | ○  | ○  |     |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称               | 実施機関<br>担当課名                   | 開始<br>変更<br>廃止<br>日<br>日<br>日 | 事務の目的及び概要   | 対象者の範囲                                      | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|---------------------|--------------------------------|-------------------------------|---|---|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                     |                                |                               |   |   | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                     |                                |                               |   |   | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| 臨時グラント利用事務          | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日        | 用途未定の市管理地を市民のレクリエーションに供するため、臨時的及び暫定的に臨時グラントとして一般開放しているものを利用するにあたり、使用申請書の提出を必要とする。   | 利用申込者                                       | ○       |    |    |    |    | ○   |                          |
| 多目的広場管理運営団体申請事務     | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成23年2月1日<br>平成27年4月1日        | 親子や友達など多世代こわたり、気軽に身近なスポーツを楽しむことができる多目的広場について、管理運営を希望する団体の構成を把握することにより、適正な管理運営が可能か審査する。また、管理運営上必要な場合、連絡を取るため。  | 申請団体構成員                                     | ○       |    |    |    |    | ○   |                          |
| スポーツ・レクリエーション啓発業務   | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成25年4月10日<br>平成30年4月20日      | 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するため、当課が所管する団体の開催する事業もしくは準ずる事業を市報さいたま他にて告知および募集を行う。  | 市報掲載を希望する申請者                                | ○       |    |    |    |    |     |                          |
| 全国大会等出場奨励金交付事務      | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成29年4月1日<br>令和3年3月12日        | 小中学生のスポーツ活動の普及及び推進を図るため、全国大会及び国際大会に出場する市内在住の小中学生の保護者及び市内に活動拠点のある団体に、奨励金を交付する。また、全国大会出場により市民のスポーツ振興及びスポーツ意識の向上に寄与するとともに、市の広報活動の一環を担うなど大きな影響を与えることから、全国大会に出場する部活動が所属する市内高等学校の長に対し、奨励金を交付する。 | 市内在住の小中学生及びその保護者、市内に活動の本拠がある団体、市内高等学校長及び在学生 | ○       | ○  | ○  |    |    |     |                          |
| オリ・パラ強化指定選手奨励金交付事務  | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成29年4月1日<br>令和3年3月12日        | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、本市のスポーツ振興及びスポーツに関する市民意識の醸成を図るため、オリンピック・パラリンピックの強化指定選手に対し、奨励金を交付する。  | 市内在住者                                       | ○       | ○  | ○  |    |    |     |                          |
| スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課 | 平成27年4月1日<br>令和3年3月12日        | さいたま市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された指定管理者選定委員会を適正に運営するため、委員の一部を市民等から選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は非公開とする。スポーツ文化局が所管する施設において、市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査する。  | 委員  | ○       | ○  | ○  | ○  | ○  |     |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称                   | 実施機関名<br>担当課                     | 開始日<br>変更日<br>廃止日       | 事務の目的及び概要  | 対象者の範囲                   | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|-------------------------|----------------------------------|-------------------------|--|--------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                         |                                  |                         |  |                          | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                         |                                  |                         |  |                          | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| スポーツ振興事業に係る<br>名義後援承認業務 | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課   | 平成13年5月1日               | 団体が主催する大会、競技会、記念式典その他広くスポーツの振興に資する事業へ市民等の参加意欲を喚起するため、スポーツ振興事業に係るさいたま市後援事務取扱要領に基づき、申請を受け付け、名義後援の承認を行う。                            | 申請団体の代表者及び役員・構成員         | ○       | ○  |    |    |    | ○   |                          |
| 総合型地域スポーツクラブ支援業務        | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課   | 平成22年4月1日               | さいたま市の生涯スポーツの振興のため、総合型地域スポーツクラブの支援に係る諸事業を実施する。   | さいたま市総合型地域スポーツクラブ推進委員会委員 | ○       | ○  | ○  |    |    |     |                          |
| スポーツ振興事業に係る<br>補助金交付業務  | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ振興課   | 平成13年5月1日               | 市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、地域において住民相互の親睦及び健康・体力増進を図ることを目的に、市内スポーツ・レクリエーション団体及び地域のスポーツ関連団体に対し補助金を交付する。団体は申請書を提出し、市は審査、承認、交付事務を行う。 | 申請団体の代表者及び役員・構成員         | ○       | ○  | ○  | ○  | ○  |     |                          |
| ランニングイベント開催事業           | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツイベント課 | 平成13年5月1日<br>令和6年4月1日   | 大会参加者へのサービス向上やボランティア活動を円滑に行うことを目的とし、大会関連情報の連絡、大会プログラムへの掲載、次回大会等の案内、大会協賛、協力、関係各団体からのサービス提供、記録発表、傷害保険申込等に利用する。                     | 参加者、ボランティア               | ○       | ○  |    |    | ○  | ○   |                          |
| さいたまクリテリウム<br>広報PR事務    | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツイベント課 | 平成28年3月10日<br>平成31年4月1日 | さいたまクリテリウムの大会当日や前日・事前・事後PR イベント等、大会に関する写真・肖像を収集し、大会の広報PRに活用する。なお、情報は一般社団法人さいたまスポーツコミッションと共有する。                                   | 大会来場者およびPR イベント参加者       | ○       | ○  |    |    | ○  | ○   |                          |
| スポーツ振興審議会運営事務           | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部<br>スポーツ政策室   | 平成13年5月1日<br>平成30年4月1日  | 教育委員会の諮問を受け、スポーツの振興に関する事項について調査、審議し、教育委員会に建議する審議会委員を委嘱しての運営を行う。  | スポーツ振興審議会委員              | ○       | ○  | ○  |    |    | ○   |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称                           | 実施機関名                       | 開始<br>変更<br>廃止<br>日<br>日<br>日 | 事務の目的及び概要   | 対象者の範囲                              | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                                 |                             |                               |   |                                     | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                                 |                             |                               |   |                                     | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| スポーツ振興まちづくりに係る施策の企画及び推進業務       | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 平成30年4月1日<br>平成31年1月4日        | さいたま市スポーツ振興まちづくり条例に基づき、スポーツ実施による体力向上や健康保持増進を基本とし、「一市民一スポーツ」の確立とともに、本市の多くの課題に対して施策・事業を推進する。スポーツアドバイザーから本市のスポーツ政策等に関し、指導・助言を受け、アドバイザーが有する豊富な知見、経験及び人脈等を施策に活用する。 | スポーツアドバイザー                          | ○       | ○  | ○  | ○  | ○  |     |                          |
| バスケットボール体験教室開催事務                | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 令和3年6月19日                     | 市内小学生を中心に、“だれもが”バスケットボールに気軽に参加できる機会を提供し、バスケットボール競技人口の拡大やバスケットボール文化の醸成に寄与するため、「バスケファンプロジェクト」を開催する。   | イベントの参加者                            | ○       | ○  |    | ○  |    |     |                          |
| 中学生年代女子サッカー合同練習会開催事務            | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 令和1年6月27日                     | 中学生年代の女子サッカーの振興を図るため、さいたま市内在住の女子中学生を対象に、女子サッカー合同練習会「スマイルプロジェクト」を開催する。   | イベントの参加者                            | ○       | ○  |    | ○  | ○  |     |                          |
| コンディショニングに係るアプリ等活用による実証事務       | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 令和4年9月9日<br>令和5年9月12日         | 子どもたちが、安心・安全かつ効果的にスポーツに取り組める環境を創出するため、コンディショニングアプリ等を活用した実証事業や、適切な知識獲得の一助となる機会の提供を行い、データの収集・分析を通じて、スポーツ指導に資する教材等の検討を行うことを目的とする。                                | コンディショニングに係るアプリ等を使用する者及びアンケートに回答する者 | ○       |    |    | ○  | ○  |     |                          |
| さいたま市さいたま北部医療センター跡地利用事業者選定委員会事務 | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 令和4年12月22日                    | さいたま市さいたま北部医療センター跡地利用事業者選定委員会条例に基づき設置される委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡及び報酬の支払い等を行う。   | さいたま市さいたま北部医療センター跡地利用事業者選定委員会の委員    | ○       | ○  | ○  |    | ○  |     |                          |
| アーバンスポーツ活性化事業に係るソフト事業実施事務       | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 令和4年10月9日                     | アーバンスポーツの普及を図るため、子育て世代の親子等を対象に、アーバンスポーツの体験イベント等のソフト事業を開催し、写真・動画の撮影や参加者等を対象としたアンケート調査を行う。  | ソフト事業への参加者及びアンケート調査に回答する者           | ○       |    |    | ○  | ○  |     |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称              | 実施機関名<br>担当課                | 開始日<br>変更日<br>廃止日      | 事務の目的及び概要  | 対象者の範囲  | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|--------------------|-----------------------------|------------------------|--|---|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                    |                             |                        |  |   | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                    |                             |                        |  |   | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| さいたま市アーバンスポーツ研究会事務 | 市長<br>スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室 | 令和5年5月1日               | アーバンスポーツ活性化事業に関する施策の実践的かつ効果的な実現のため、アーバンスポーツに関する専門的な知識や国際競技大会等への出場経験を有する者等から、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取する場として、さいたま市アーバンスポーツ研究会を設置し、研究会委員に対し必要な事務連絡及び謝礼の支払い等を行う。 | さいたま市アーバンスポーツ研究会の委員                               | ○       | ○  | ○  |    | ○  |     |                          |
| 名義後援・市長賞交付承認事務     | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課         | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 市民文化の向上及び市民の芸術文化活動への参加意欲を喚起するため、名義後援・市長賞交付を承認する。   | 申請団体の代表者及び役員・構成員                                  | ○       | ○  |    |    | ○  |     |                          |
| ギャラリー利用受付事務        | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課         | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 庁舎東側広場の市民ギャラリーを市民の文化活動の発表の場として市民又は市内で活動する団体に無料で貸し出しを行う。  | 市民ギャラリー利用者又は利用団体の代表者                              | ○       |    |    |    | ○  |     |                          |
| さいたま市民文芸事務         | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課         | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 広く市民の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、文芸活動の普及向上を目的とし、市内在住の高校生以上の方を対象とし、5部門の作品を募集選考し、文芸誌を発行するもの。  | 選者・投稿者  | ○       |    | ○  |    | ○  |     |                          |
| ユーモアセンター整備事務       | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課         | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 漫画・ユーモアの文化の普及・発展のため、漫画・ユーモアをテーマとする施設「ユーモアセンター」整備を図る。   | 設立準備のために設置した「さいたま市ユーモアセンター設立準備実行委員会」委員            | ○       | ○  |    |    | ○  |     |                          |
| 漫画・ユーモア振興事務        | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課         | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日 | 漫画・ユーモアの文化の普及・発展と、漫画・ユーモアをテーマとする施設「ユーモアセンター」整備に備え、文化交流事業、作品・資料の収集、事業ノウハウの蓄積、国内外の漫画家・関係機関とのネットワーク形成等を進める。   | 「国際漫画フェスティバル」参加依頼を依頼する漫画家、ユーモアフォトコンテスト応募者、入賞者、審査員 | ○       | ○  | ○  |    | ○  |     |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称             | 実施機関名               | 開始日<br>変更日<br>廃止日       | 事務の目的及び概要   | 対象者の範囲          | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|-------------------|---------------------|-------------------------|---|-----------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                   |                     |                         |   |                 | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                   |                     |                         |   |                 | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| 文化施設等利用者登録、利用許可事務 | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成13年5月1日<br>令和3年6月2日   | 文化施設等の利用者登録、利用申請受付及び利用の許可等を行う。                                  | 施設利用登録・申請者      | ○       | ○  | ○  |    | ○  | ○   |                          |
| 市民漫画展作品募集事務       | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日  | さいたま市民漫画展の作品募集並びに応募者の受付をする。また審査員の選定・依頼などを行う。                    | 市民漫画展応募者・審査員    | ○       | ○  | ○  |    |    |     |                          |
| 漫画会館資料管理事務        | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日  | さいたま市立漫画会館条例施行規則に基づく、資料の利用・寄贈及び寄託の申請に係わる事務を適正に行う。               | 資料の利用、寄贈・寄託の申請者 | ○       |    |    |    |    |     |                          |
| 講座などの開催事務         | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成13年5月1日<br>平成27年4月1日  | 漫画に関する講座等を開催し、参加者の募集・受付を行う。また、講師の選定、依頼などを行う。                    | 講座などの参加者、講師     | ○       | ○  | ○  |    |    |     |                          |
| さいたま市盆栽四季の家使用許可事務 | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成13年5月1日<br>令和3年6月2日   | さいたま市盆栽四季の家使用申請受付及び使用許可等を行う。                                    | 盆栽四季の家利用申請者     | ○       | ○  |    |    |    | ○   |                          |
| ジュニアソロコンテスト開催事務   | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成23年7月15日<br>令和5年3月10日 | ジュニアソロコンテストの広報等を行う。また、審査員の情報及び選考の結果については公表するものとし、広報等で使用することがある。 | 応募者及び審査員        | ○       | ○  |    |    | ○  |     |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称                  | 実施機関名               | 開始日<br>変更日<br>廃止日       | 事務の目的及び概要  | 対象者の範囲                      | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|------------------------|---------------------|-------------------------|--|-----------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                        |                     |                         |  |                             | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                        |                     |                         |  |                             | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| 文化イベント広報事務             | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成19年4月1日<br>平成27年4月1日  | 10月、11月を中心に、市内で開催される文化芸術関連事業を掲載した広告媒体を作成、配布する。その中で、市内文化団体等が開催する事業を「さいたま市民文化祭」冠事業とし、その申請に対する審査、承認、事務連絡等を行う。   | 申請団体構成員                     | ○       |    |    |    |    | ○   |                          |
| 文化事業に対する補助金交付事務        | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成19年4月1日<br>平成27年4月1日  | さいたま市の文化振興を目的とし、市内文化団体が行う事業に対し補助金を交付する。団体は申請書を提出し、市は審査、承認、交付事務を行う。   | 申請団体構成員                     | ○       |    | ○  |    |    | ○   |                          |
| 歌舞伎体験講座開催に係る事務         | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 平成29年5月29日<br>令和5年3月10日 | 歌舞伎体験講座の参加者を選定するため、申込者に対する審査、承認、事務連絡などを行う。   | 歌舞伎体験講座申込者（市内在住の小学生及びその保護者） | ○       | ○  |    |    |    |     |                          |
| つながろうさいたまアートプロジェクト作品募集 | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 令和2年7月27日               | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、活動の中止・延期等の影響を受けた文化芸術の担い手等を支援するとともに、市民が文化芸術を気軽に鑑賞できる機会を提供するため、市の公式 YouTube 等で配信するための動画作品を募集し、審査で選ばれた作品に対し、奨励金10万円を交付する。  | つながろうさいたまアートプロジェクトの応募者      | ○       | ○  | ○  |    |    | ○   |                          |
| 文芸講座開催に関する事務           | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 令和4年11月1日               | 市民等の文化芸術に対する理解や関心の促進を図るため、文芸に関する講座等を開催する。また、開催に伴い、講師の選定や依頼、参加者の募集受付を行う。  | 講座の講師、参加者                   | ○       | ○  | ○  |    |    |     |                          |
| アーツカウンシル運営事業           | 市長<br>スポーツ文化局 文化振興課 | 令和4年4月1日<br>令和6年4月1日    | 文化芸術都市創造のため、専門人材による調査研究、文化芸術活動支援及び文化発信プロジェクトなどの象徴的事業を実施する組織であるアーツカウンシルを設置し、文化芸術推進体制の強化を図る。市民の自主的な文化芸術活動の促進及びさいたま市の文化芸術の振興を図るため、さいたま文化芸術都市創造助成金を交付するほか、文化芸術活動に参加する機会を充実させるため、市民サポーター活動を実施する。サポーターついて、ボランティアシティさいたまへの登録と、事業の実施等にあわせて情報発信を行う。 | アーティスト、文化芸術団体、サポーター         | ○       | ○  | ○  | ○  | ○  |     |                          |

## 個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称               | 実施機関名                          | 開始日<br>変更日<br>廃止日       | 事務の目的及び概要  | 対象者の範囲   | 個人情報の項目 |    |    |    |    |     | 利用目的外の<br>経常的な利用<br>又は提供 |
|---------------------|--------------------------------|-------------------------|--|--|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
|                     |                                |                         |  |  | 一般的取扱情報 |    |    |    |    | 要配慮 |                          |
|                     |                                |                         |  |  | 基本      | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 |     |                          |
| 文化芸術に関する意見交換会       | 市長<br>スポーツ文化局 文化政策室            | 平成27年1月5日<br>令和4年4月1日   | 文化芸術の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識や経験を有する意見交換会委員が相互意見を交換する。会議は公開する。委員の一部は公選により選任し、必要な事務連絡を行う。名簿は総務課に提出する。                             | 委員交換会委員及び委員公募応募者                                   | ○       | ○  | ○  |    | ○  |     |                          |
| 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催 | 市長<br>スポーツ文化局 文化政策室            | 平成26年6月2日<br>令和6年4月1日   | これまでの国際芸術祭で生まれた市民の文化芸術活動をレガシーとして継続し、充実させていくとともに、本市の魅力ある文化資源を活用し、さいたま文化を発信する。   | サポーター  | ○       | ○  |    | ○  | ○  |     |                          |
| 文化芸術都市創造審議会         | 市長<br>スポーツ文化局 文化政策室            | 平成31年4月1日<br>令和4年4月1日   | 文化芸術都市創造条例に基づき設置された文化芸術都市創造審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と所属団体等を公表し、名簿は、総務課及び男女共同参画課へ報告する。 | 審議会委員及び委員公募応募者                                     | ○       | ○  | ○  |    | ○  |     |                          |
| 大宮盆栽美術館年間観覧券発行事務    | 市長<br>スポーツ文化局 文化政策室<br>大宮盆栽美術館 | 平成22年3月28日<br>平成27年4月1日 | 大宮盆栽美術館の年間観覧券を発行するにあたり、年間観覧券所有者の本人確認を行うとともに、利便性向上のためニュースレター等の送付先として個人情報を取り扱う。  | 年間観覧券交付申請者   | ○       |    |    |    | ○  |     |                          |
| 大宮盆栽美術館管理運営事務       | 市長<br>スポーツ文化局 文化政策室<br>大宮盆栽美術館 | 平成22年3月28日              | さいたま市大宮盆栽美術館の管理運営を行うため、運営委員会等の各種委員、会計年度任用職員（非常勤職員）やボランティア、各種講座等の講師への依頼や参加者の募集、施設等の利用者に係る必要な事務を行う。  | 各種講座の講師・参加者、運営委員会等の委員、会計年度任用職員（非常勤職員）、ボランティア、施設利用者 | ○       | ○  | ○  | ○  |    |     |                          |
| 年間観覧券発行事務           | 市長<br>スポーツ文化局 文化政策室<br>岩槻人形博物館 | 令和2年2月22日               | 博物館で発行する年間観覧券購入者の台帳を作成し、適宜、ニュースレター等の送付を行い、博物館の情報を提供する。また、落とし物連絡や年間観覧券の再発行等の事務処理を行う。  | 年間観覧券購入者   | ○       | ○  |    |    |    |     |                          |



